

No 326

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	区民参画によるまちづくりの推進	開始年度	平成 19 年度
所属	街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当		
所管課長	街づくり支援部都市計画課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	② 地域住民の発意と合意に基づく都市ルールの確立		

事業概要	
事業の目的	「港区まちづくり条例」を活用したまちづくりの普及・啓発、活動に対する支援やルールの認定により、地域が主体となった区民参画によるまちづくり活動を推進していきます。
事業の対象	地区まちづくりルール認定審査会委員 まちづくり組織（条例に基づく登録された団体） 区民
事業の概要	・「港区まちづくり条例」を活用したまちづくりについて、パンフレットの作成・配布や広報みなど、ホームページ等の活用により、制度の説明や活動組織の紹介等を行い、普及・啓発を行います。 ・まちづくり組織から申請された「地区まちづくりルール」に対し、「地区まちづくりルール認定審査会」の開催により適正に審議を行い、認定を行います。
根拠法令	港区まちづくり条例、同施行規則

事業の成果												
指標	指標1	地区まちづくりルール認定審査会の開催回数			指標2	パンフレットの印刷			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	2	1	50.0%	平成27年度	0	0		平成27年度			
	平成28年度	2	1	50.0%	平成28年度	1,000	1,000	100.0%	平成28年度			
平成29年度	2	—	—	平成29年度	0	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成27年度は、まちづくり組織から「地区まちづくりルール」の申請を受けて「地区まちづくりルール認定審査会」を開催し、認定を行いました。認定を受けた組織は、地域が主体となってルールの運用を進めているとともに、地区計画等の活用も視野に入れて活動を続けています。また、地区まちづくりルールの認定に限らず、市街地再開発事業への移行など、様々な形で活動目的を達成している組織が見られます。平成28年度には、そのような各組織の活動状況及び今後の見込みについて審査会に報告を行いました。</p> <p>パンフレットについては、年間500部程度を想定して隔年で印刷を行い、窓口での一般配布や地域のまちづくり活動の場での配布を行っています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	228	228	0	0	0	0	0	0	228	121	53%
平成28年度	781	781	0	0	0	0	0	0	781	663	85%
平成29年度	448	448	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余	パンフレットについては、隔年で2か年分をまとめて印刷を発注することで、単価の削減を図っています。また、窓口で配布を行っているほか、ホームページにも掲載することで、印刷総数の削減を図っています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	まちづくり条例に基づく登録を受けたまちづくり組織は、現在、区内に8団体あり、各団体が目的をもって活動を進めていることから、今後もルールの申請が見込まれます。また、区内全域においてこうした活動がさらに広がるよう、引き続き普及・啓発が必要です。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	近隣他自治体においても、地域が主体となったまちづくりを支援する条例や認定審査会の設置事例があります(大田区、墨田区など)。
区関与の必要性 (実施する必要性)	地域が主体となったまちづくりは、地域と密接な関わりを持つ区が推進すべく、普及啓発・支援を行う必要があります。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	まちづくり条例をより使いやすい制度とするため、平成27年度に課題の整理を行い、平成28年度にかけて規則の一部改正やパンフレットの掲載内容の見直しなどの運用改善を行いました。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	今後も、まちづくりに関する情報提供や窓口相談を充実させるとともに、各総合支所と街づくり支援部が連携して、地域の特性を活かしたまちづくりの支援を進めていく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	これまでの各まちづくり組織の活動実績や今後の活動見込みを踏まえ、区の活動支援や継続的な普及啓発の必要性が極めて高いと言えます。
② 効果性	4	まちづくり組織は現在8組織が登録され、各団体が目的をもって活動をしています。また、地区まちづくりルールの認定を受けた組織は、地元主体でルールの運用を行っており、本制度に基づいて地域主体のまちづくりが進められています。
③ 効率性	4	特定の対象者向けに偏った事業ではなく、ソフト面のまちづくり、ハード面のまちづくりを含めて、地域の幅広い活動主体を対象とした事業です。また、制度の運用は、各総合支所が窓口となり行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	<p>地域主体のまちづくりを推進していく上で、現在活動を進めている組織の支援や新たなまちづくり活動の気運を誘発する普及啓発は、区として極めて必要性の高い事業であり、効果性・効率性も高いことから、継続していくべきものであると考えます。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

No 327

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	都市計画情報配信	開始年度	平成 18 年度
所 属	街づくり支援部都市計画課都市計画係		
所 管 課 長	街づくり支援部都市計画課長		
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政 策 名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施 策 名	① 地域の特性を生かした土地利用の誘導		

事業概要	
事業の目的	区内の都市計画決定内容を図面、冊子にまとめるとともに港区ホームページを活用して、住民等に情報として提供します。
事業の対象	区民、不動産業者、設計者等
事業の概要	<p>○窓口に来たお客様や電話による用途地域等の都市計画に関する問い合わせに対して、窓口用途地域図を活用しお伝えします。</p> <p>○窓口対応の他、用途地域等の都市計画情報を以下の方法により、区民等に提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「港区都市計画概要」の販売…都市計画決定した内容を冊子、図面にまとめ一部1,000円で販売します。 ・都市計画情報のインターネット配信…地図配信ASPサービスを利用して、都市計画情報を閲覧及び印刷することができます。
根拠法令	都市計画法

事業の成果												
指 標	指標1	「都市計画概要」頒布実績			指標2	都市計画情報インターネット配信アクセス数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	400	382	95.5%	平成27年度	45,000	57,623	128.1%	平成27年度			
	平成28年度	400	401	100.3%	平成28年度	55,000	69,137	125.7%	平成28年度			
平成29年度	400	—	—	平成29年度	60,000	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	都市計画情報インターネット配信サービスは平成18年度から行っており、年々利用者の認知度が向上しています。また、窓口用途地域図も一般に普及されている住宅地図を最新の情報に更新することにより、調査地の検索が容易になり、問い合わせの時間短縮につながっています。都市計画概要の頒布実績は、販売数と関係行政機関等への送付分の合計となっています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	4,695	4,695	0	0	0	0	0	0	4,695	4,606	98%
平成28年度	9,171	9,171	0	0	0	0	-497	0	8,674	8,121	94%
平成29年度	4,466	4,466	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	窓口用用途地域図の作成は1年おきにするにより、コストを抑えています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	都市計画の調査で都市計画課の窓口を訪ねてくる方は依然として多いため、都市計画概要の販売、インターネットによる情報配信は、今後も継続していくことで区民ニーズにこたえるものとなります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	東京都並びに市区町村において、インターネットによる情報提供と都市計画概要の販売をしています。
区関与の必要性(実施する必要性)	港区都市計画情報提供サービスは、区のホームページにアクセスすることで都市計画情報を容易に提供することができます。東京都をはじめ、市区町村においても同様なサービスを行っています。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	インターネット配信サービスの認知度を高めて、情報量を充実させていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	区ホームページの都市計画の関連する頁を整理し、さらに使いやすいものとしていきます。また、港区都市計画情報提供サービスの内容も併せて充実していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	都市計画情報はまちづくりを行う上で基礎的な情報であり、今後も継続していく必要があります。
② 効果性	4	「都市計画概要」の部数に関しては概ね目標どおりの頒布状況となっており、インターネットアクセス数は100%を超える達成率となっています。
③ 効率性	4	事業の実施手段はおおむね妥当であり、都市計画図書のデータベース化により、窓口業務の効率化が図られています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	都市計画情報を区民に広く公開するという目的は達成できており、事業の効果性もインターネット配信サービスへのアクセス件数に高く表れています。 本事業は、他区でも取り組んでおり、港区として今後も継続していく必要があります。 今後は、事業の効率性をさらに高めていくために、インターネット配信サービスの更なる周知及び都市計画情報の追加など、問い合わせに対応する情報を整理・拡充しながら継続していく必要があります。

No 328

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	景観形成推進	開始年度 平成 21 年度
所属	街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当	
所管課長	街づくり支援部都市計画課長	
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる	
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる	
施策名	③ 地域特性を生かした魅力のあるまち並み景観の形成	

事業概要	
事業の目的	①景観計画の改定や景観計画に定められた行為の制限に適合しない建築計画等に対する勧告・変更命令など、区の良い景観の形成に関する重要な事項について、「港区景観審議会」に対して意見聴取を実施します。 ②良好な景観の形成に関して功績のあった施設や活動、区民が愛着を持つ景観などを表彰することにより、景観に対する普及啓発を図ります。
事業の対象	①景観審議会委員（学識経験者及び区民） ②景観表彰選定審査会委員、区民及び事業者
事業の概要	①景観審議会は、年間2～4回程度実施します。 委員は、学識経験者7名、区民委員3名により構成されています。 ②「景観表彰選定審査会委員（景観審議会委員、景観アドバイザー、街づくり支援部長からなる6名）」により、表彰対象となる施設等を選定します。 選定された施設等は、パンフレットの作成や区役所・総合支所でのパネル展示などにより広く周知するとともに、施設の建築主等に対して表彰状及び記念品を贈呈します。
根拠法令	景観法、港区景観条例、港区景観条例施行規則、港区景観表彰実施要綱、港区景観表彰選定審査会運営要領

事業の成果												
指標	指標1	景観審議会実施回数			指標2	表彰選定審査会開催回数			指標3	景観街づくり賞・景観街づくり賞 奨励賞受賞案件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	3	2	66.7%	平成27年度	2	2	100.0%	平成27年度	5	2	40.0%
平成28年度	3	3	100.0%	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度	3	5	166.7%	
平成29年度	4	—	—	平成29年度	5	—	—	平成29年度	5	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	景観審議会については、概ね年間3回程度の開催を行い、景観計画の改定や景観表彰制度の拡充など、主に景観行政に係る制度設計等についての審議を行ってきています。 表彰の受賞案件を審査する選定審査会については、毎年度予定通りの回数を開催しています。なお、候補案件数が多い場合や委員間で評価が割れた場合などは、審査時間が不足がちとなるケースもあります。また、受賞件数は年度ごとに審査会の審議を経て決定しますが、平成28年度には評価の高いものが多かったことから、予定を上回る実績となりました。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,794	1,794	0	0	0	0	0	0	1,794	1,150	64%
平成28年度	1,528	1,528	0	0	0	0	30	0	1,558	1,297	83%
平成29年度	2,608	2,608	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	①景観審議会や選定審査会は、説明にあたりパワーポイントを利用することによって、紙資源の使用を削減しています。 ②「みどりの街づくり賞」と連携してパンフレットの作成や表彰式の開催をすることで、経費削減及び普及啓発効果の向上を図っています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	①区民の景観に対する意識の高まりや景観計画改定による届出件数の増加等を受け、景観審議会の役割は益々高まっていくことが予想されます。 ②表彰により賞を受賞した建築主や活動団体からは、毎年喜びの声が聞かれます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	①景観行政団体の多くの自治体が、景観条例に基づく景観審議会を設置・運営しています。 ②表彰制度については、国土交通省の「都市景観大賞」や、他の区市町村においても多くの実績があります。毎年度継続してだけでなく、表彰テーマを増やしていく自治体や、新たに表彰制度を開始した自治体も見られます。
区関与の必要性（実施する必要性）	景観法に基づく景観施策を実行している景観行政団体として、景観審議会の設置・運営が必要不可欠です。また、区民等の良好な景観についての意識を高めることが景観行政団体である区の責務であるため、普及啓発の一環として表彰することを景観条例に規定し事業を実施しています。
前年度の最終評価及び付帯意見	拡充
事業の課題	表彰制度は、設立以来、届出協議案件の表彰である「景観街づくり賞」が中心となってきましたが、良好な景観形成を推進していくためには、区民が良好な景観と感じるものを自ら発掘するとともに、区が広く周知し、その共有を図ることがより効果的であると考え、平成28年度に制度の拡充を図り、新たに一般公募による「区民景観セレクション」を設置しました。今後は、景観に対する意識を区民・事業者・区が共有するための、港区独自の総合的な表彰制度として、効果的に目的の達成につなげていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	賞の種類が増えたことから、それぞれの趣旨を分かりやすく、かつ総合的に周知することで、表彰制度の認知度を拡大し、普及啓発効果を高めていく必要があります。また、新たに設置した「区民景観セレクション」は平成29年度が第1回となることから、実施していく中での課題を整理し、表彰選定審査会等の意見を聴きつつ、次年度以降の改善につなげていく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	平成27年度に改定した港区景観計画に基づき、景観行政団体として積極的な景観誘導を進めていくことは区の使命であり、本事業の必要性は極めて高いと言えます。
② 効果性	5	景観計画の改定や景観表彰制度の拡充にあたっては、景観審議会の繰り返しの開催により、十分な議論を行った上で、港区独自のきめ細かな内容を盛り込みました。また、毎年度の表彰の実施にあたっては、選定審査会の現場視察・議論を経て賞を決定し、評価のポイント等を含めて公表することで、効果的に普及啓発を行っています。
③ 効率性	4	景観審議会では、日頃景観協議に携わっている景観アドバイザーにも出席してもらうことで、協議の実態を踏まえた審議が可能となり、効率的な意見交換の場となっています。また、表彰の実施、啓発パンフレット作成による意識の向上など、投入された経費に見合った効果が現れているものと考えています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>良好な景観形成は長年をかけて実現させていくものであり、その推進のための事業は完結する性質のものではないことから、今後も継続した事業の実施が必要不可欠です。その上で、専門的見地および区民目線から審議を行い、港区の地域特性を踏まえた制度設計や運用に繋げていくために景観審議会の開催は必須です。</p> <p>また、景観審議会の審議を経て拡充した表彰制度については、今後の継続的かつ発展的な制度の運用に向けて取組を進め、良好な景観に対する区民、事業者等の意識向上及び意識共有を進めていく必要があります。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	